

第2章 服務

福岡都市圏南部環境事業組合職員の服務の 宣誓に関する条例

〔平成18年5月1日〕
〔条例第4号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づき、福岡都市圏南部環境事業組合の職員(以下「職員」という。)の服務の宣誓に関し、必要な事項を定めるものとする。

(服務の宣誓)

第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める職員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、職員の服務の宣誓に関し必要な事項は、任命権者が定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

宣 誓 書

私はここに国民の意思によって制定された日本国憲法及び法律を擁護し 命令
条例及び規則を尊重することを固く誓います

私は 地方自治の本旨を体するとともに 公務を民主的 かつ 能率的に運営すべき
責務を深く自覚し 全体の奉仕者として 誠実 かつ 公正に職務を執行することを
固く誓います

年 月 日

氏 名

印